

左廳ハ白目の禿なりとあり羽黒左廳今
幣微よりして初終もなり一山玄席の時ハ三
先輩の次並る敵の上ハ元ハ祢事法武乃
席へも上下を悉くして出先祖ハ志田金十郎
と云一人有り時々にも敵と祢をん一て一
山の鑑記旧記を帯て大寺村の山奥ハ隠れ
二度出にとを信是をスウキ仙といふ人
の虫々もの見くも事あり能書と云ん
古俗曰スウキよりいおの左廳秋田郡ハ有り
当山の祢徳を廣めて年王書教を引渡

り々に拒こり方有りそ子細形あなりて
左廳立腹切て死を終ハ夏月雪を降くして
其年被地ハ穀実らん敵ハ郡中一同ハ羽
黒よりあてて敵の罪を拝謝を流例と爲
て被地より毎年奉詣の通共志田郡を岩場
と云といふ又秋田南郡津軽ハあり奉詣の女
左廳より祢子の許状を更てありと云とを
東鑑そ外旧記ホを見らに左廳といふハ社
家山伏の法を承ふものハあはに按るに
志田郡今ハ館地もなぐ幣微なれハ古格を